

平成29年9月29日 定例記者懇談会 発表  
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

## 貨物自動車運送事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、貨物自動車運送事業者を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、下記により、10月に集中監査を実施することとしたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 集中監査の実施期間

平成29年10月2日（月）から10月31日（火）まで

#### 2. 監査対象事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業〔一般貸切旅客自動車運送事業を除く。〕の監査方針について」に基づき選定

- (1) 長期間監査を実施していない等、監査が必要な事業者
- (2) 公安委員会、労働基準監督署等から通報があった事業者
- (3) 地方適正化事業実施機関等による巡回指導結果報告により、法令違反の疑いがある事業者（点呼・告示等、輸送の安全の確保に問題のある事業者）

#### 3. 重点監査項目

貨物自動車運送事業者において、酒気帯び運転・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の確実な実施
- (2) 運転者への指導監督
- (3) 特別な運転者（初任、高齢等）に対する指導監督
- (4) 健康診断、適性診断の受診状況
- (5) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (6) 車両の点検及び整備状況
- (7) 運行指示書の作成と指示状況
- (8) 運行記録計の記録状況
- (9) 荷待ち時間の記録状況

#### 【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・伊藤  
TEL 052-952-8038（直通）